

令和 7 年 第 1 回 定例会

議案 参考資料

(追加分)

議案第30号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び補償基礎額の加算額を改定します。

1 補償基礎額表

階級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長、副団長及び 指揮隊長	12,900 円 (12,500 円)	13,700 円 (13,350 円)	14,500 円 (14,200 円)
分団長及び副分団長	11,300 円 (10,800 円)	12,100 円 (11,650 円)	12,900 円 (12,500 円)
部長、班長及び団員	9,700 円 (9,100 円)	10,500 円 (9,950 円)	11,300 円 (10,800 円)

備考 () 内は現行の補償基礎額

2 扶養に係る補償基礎額の加算額

区分	配偶者 (婚姻の 届出をし ないが事 実上婚姻 関係と同 様の実情 になる者 を含む)	22 歳に達 する日以 後の最初 の3月31 日までの 間にある 子	22 歳に 達する日 以後の最 初の3月 31 日ま での間に ある孫	60 歳以 上の父母 及び祖父 母	22 歳に達 する日以 後の最初 の3月31 日までの 間にある 弟妹	重度心身 障害者
加算額	100 円 (217 円)	383 円 (333 円)	217 円 (217 円)			

備考 () 内は現行の加算額